

花巻空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第14号

花巻空港管理条例の一部を改正する条例

花巻空港管理条例（昭和38年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
別表第2（第18条関係）				別表第2（第18条関係）				
		区 分	金 額			区 分	金 額	
土地 占用 料	工作物を 設置する 場合	水管、下水道管、ガス 管、ケーブルその他こ れらに類する工作物	1年までごとに1メートルまで ごとに <u>190円</u>	土地 占用 料	工作物を 設置する 場合	水管、下水道管、ガス 管、ケーブルその他こ れらに類する工作物	1年までごとに1メートルまで ごとに <u>130円</u>	
		電柱、街灯その他これ らに類する工作物	1年までごとに1本ごとに <u>1,000 円</u>			電柱、街灯その他これ らに類する工作物	1年までごとに1本ごとに <u>630円</u>	
		その他の工作物	1月までごとに1平方メートル までごとに <u>20円</u>			地下に設ける電線その 他これに類する工作物	<u>1年までごとに1メートルまで ごとに3円</u>	
	工作物を設置しない場合	<u>1月までごとに1平方メートル までごとに20円</u>	その他の工作物		1月までごとに1平方メートル までごとに <u>60円</u>			
						工作物を 設置しな い場合	有償で自家用自動車の 貸渡しをする者が当該 自家用自動車を保管す る場合	<u>1月までごとに12.5平方メー トルまでごとに1,500円</u>
						その他の場合	<u>1月までごとに1平方メートル までごとに60円（占用する期間が 1月に満たない場合にあっては、 1日までごとに2円）</u>	
[略]				[略]				

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に工作物の設置又は土地の占用の許可を受けた者の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。